

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、墨田区議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（<u>墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）第17条第1項及び第2項の規定により結成される会派をいい、当該会派に所属しない議員を含む。以下「会派」という。</u>）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、墨田区議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（<u>所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。</u>）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

付 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。